

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,200,000
A種株式	1,084,000
計	7,284,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,958,072	2,958,072	—	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注)
計	4,042,072	4,042,072	—	—

(注) A種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。
- (2) 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。
- (3) 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4 株式の分割または併合等

- (1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。
- (2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

6 A種株式調整比率

- (1) 初日のA種株式調整比率は、2とする。
- (2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいざれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{株式無償割当後既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当前既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	普通株式 — A種株式 —	普通株式 2,958,072 A種株式 1,084,000	—	137,280	—	137,280

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	415,014	14.02
大和証券エスエムビーシープリ ンシパル・インベストメンツ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	361,702	12.22
野村フィナンシャル・パートナ ーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	265,957	8.99
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	214,127	7.23
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	213,250	7.20
Baytree Investments (Mauritius)Pte.Ltd. (常任代理人 スタンダードチャ ータード銀行)	4 th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	212,765	7.19
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	120,357	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	120,050	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	74,468	2.51
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	53,191	1.79
計	—	2,050,881	69.33

(注) 1 所有株式数および発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式のみを対象として計算・記載しております。

2 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。

3 上記のほか当社所有の自己株式172,725株(発行済普通株式総数に対する割合5.83%)があります。

② A種株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	603,879	55.70
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	308,000	28.41
計	—	911,879	84.12

- (注) 1 所有株式数および発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、A種株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。
- 3 上記のほか当社所有の自己株式172,121株(発行済A種株式総数に対する割合15.87%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 172,725	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,785,347	2,785,347	同上
発行済株式総数	普通株式 2,958,072 A種株式 1,084,000	—	—
総株主の議決権	—	2,785,347	—

(注) 当社は単元株制度を採用しておりません。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済普通株 式総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目2番3号	普通株式 172,725	—	普通株式 172,725	5.83
計	—	172,725	—	172,725	5.83

- (注) 1 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。
- 2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。
- 3 上記のほか、無議決権株式であるA種株式のうち、当社所有の自己株式172,121株があります。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場・非登録でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役名および職名		旧役名および職名		氏名	異動年月日
取締役 常務執行役員	企画部、営業企画部、 M－c o m業務部、M －c o mサービス部、 中四国エリア担当	取締役 常務執行役員	企画部、営業企画部、 M－c o m業務部、中 四国エリア担当	安孫子 正人	平成19年10月1日

(注) 当社は執行役員制度を導入しております。

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの執行役員の異動はありません。